

「新潟市健康づくり推進基本計画（第3次）（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市健康づくり推進基本計画（第3次）（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

平成30年12月20日（木曜）～平成31年1月18日（金曜）

■結果公表日

平成31年2月22日（金曜）

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、保健所健康増進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：3名（提出方法：FAX1、電子メール1、窓口へ持参1）
- ・意見数：13件
- ・案の修正：2件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。（閉庁日、休館日は除きます）

- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・保健所健康増進課（新潟市総合保健医療センター 2階）
- ・各区役所（資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください）
- ・各出張所
- ・中央図書館（ほんぽーと）

■問い合わせ先

新潟市 保健衛生部 保健所健康増進課（新潟市総合保健医療センター 2階）

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8166 FAX：025-246-5671

E-mail：kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

「新潟市健康づくり推進基本計画(第3次)(案)」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	全般	老人会等での運動後のお茶のみでは、甘いお菓子が提供されていたりすることに疑問を感じる。このことは、昼食や夕食をきちんととれず、高齢者の低栄養の原因の一つかもしれない。市の保健師が同行しているが、そういう話が無いのが現状である。	生活習慣病予防や高齢者の低栄養対策のため、適切な量と質を考えた食事をとることは重要と認識しています。いただいたご意見は、間食のとり方を含めた食生活の啓発について、今後の取組の参考とさせていただきます。	無
2	全般	糖尿病、メタボ予防等について、マスメディア(新聞、テレビ等)でも盛んに意識づける記事、番組があるが、今後に生かせるとうよと考える。	マスメディアで関心をもっていただいた方により効果的に取り組んでもらえるよう啓発するとともに、本市としてもマスメディアと連携した情報発信に取り組んでいきます。	無
3	全般	若い人は外食経験が多いと思う。社員食堂や店舗でも「ちょいしお」運動を広め、そのPRを行政が行って欲しい。	飲食店や販売店において、減塩で野菜たっぷりのメニュー、お弁当などを提供していただく「ちょいしおプロジェクト」を実施しています。今後、プロジェクトの参加店舗の拡大などにより、多くの市民に啓発していきます。	無
4	全般	新潟は自動車での移動が多い。東京では駅構内だけでかなりの歩数を確保できる。こうした比較を前面に出し、「自分はどうしたらよいか」を考えてもらう手段としてPRしていくのも一つの手である。また、冬期間の運動不足や食べ過ぎ、飲み過ぎになってしまうことなどが問題であり、身体を積極的に動かす、動かさざるをえない環境づくりと意識づくりが必要。	新潟市民は車での移動が多く、国の目標よりも平均歩数が少ないことから、暮らしているだけで自然と歩いてしまう健幸都市づくり(スマートウエルネスシティ)を目指し、歩くことや体を動かすことの大切さを啓発し、ウォーキングやまち歩きなど市民の健康づくり事業に取り組んでいます。いただいたご意見を参考に今後も市民に浸透するよう啓発していきます。	無
5	P17 「第2章、6 特定健康診査・特定保健指導実施状況」	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率が大変低い。その理由を記述してほしい。	ご意見を踏まえ、P37の【現状・課題】の一点目を『特定健康診査受診率はやや改善したものの、目標には至っていません。平成29年度第44回市政世論調査によると、健康診断、人間ドック等を受けていない理由として「時間がとれなかったから」「必要な時はいつでも医療機関を受診できるから」が上位でした。今後も健診受診の重要性についてさらなる周知を図るなど、受診率向上に向けた取組が必要です。』に修正します。	有

「新潟市健康づくり推進基本計画(第3次)(案)」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
6	P32 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	「分煙」が2か所出ているが、「分煙」は煙が必ず漏れ出て、受動喫煙に実効性があるとは言えない。 「分煙」は使わずに、「禁煙」を進めることが市民の健康づくりに必須。	第3章は前計画の評価について記載しているため、現制度の内容としています。「禁煙・分煙宣言施設登録制度」は改正健康増進法に基づき、制度の見直しを検討していきます。	無
7	P32 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	新潟市の全面禁煙の飲食店は14%で、全国政令市・中核市・県庁市の89市中57位である。全国には20%を超えている市がいくつもあるが、禁煙飲食店の多寡は受動喫煙防止の重要なメルクマールでもあり、改正健康増進法も援用しながら禁煙飲食店が増えるよう尽力いただきたい。	改正健康増進法の遵守を呼びかけるとともに、さらなる受動喫煙防止について広く啓発していきます。	無
8	P32 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	<ul style="list-style-type: none"> ・84%を超える非喫煙の市民の健康を守るため、中長期的にも費用効果の高い禁煙推進と受動喫煙対策を重点施策にすることが大事であり必須。 ・改正健康増進法の受動喫煙防止規定や東京都受動喫煙防止条例をも超える、全面禁煙の「受動喫煙防止条例」の早期の制定を市独自あるいは県レベルで協議をお願いしたい。 ・子どもや妊婦、健康弱者等を受動喫煙から守るために、遊園地、動物園、遊泳場、屋外スポーツ施設、スタジアムなどの禁煙についてお願いしたい。 ・小規模飲食店などには猶予期間を設けての「禁煙の努力義務」規定などで段階的に進めてはどうか。 ・歩きたばこ、路上喫煙の禁止、また通路際の灰皿設置の禁止を盛り込んでほしい。受動喫煙の危害対策上不可欠である。 	改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、受動喫煙に関する市民ニーズを踏まえ、さらなる対策の強化を検討していきます。	無
9	P32 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	小規模店や個人経営店にあつては、全面禁煙への改装費などの助成制度を設ける施策が良い。	他都市の助成制度の活用状況や本市の事業者のニーズを確認しながら検討していきます。	無

「新潟市健康づくり推進基本計画(第3次)(案)」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
10	P32 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	<p>・喫煙者の禁煙治療の助成も少ない自治体で予算化されている。新潟市でも検討してはどうか。特に、子ども、妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のために、禁煙治療費助成事業の施策例がある。</p> <p>喫煙妊婦や喫煙未成年者の禁煙支援や治療費助成も望まれる。</p> <p>・東京都は将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取り組みを支援し、半額を補助する制度を2018年度に創設している。</p>	<p>喫煙による健康被害は明らかであることから、喫煙を止めたい方が止められる支援を行うことは重要であると考えています。</p> <p>本市としても、禁煙外来を行っている医療機関の一覧を作成し、肺がん検診等で配布するとともに、ホームページに掲載するなどの取り組みを行っています。今後、他都市の取組状況や市民ニーズを確認しながら、効果的な支援策を検討していきます。</p>	無
11	P32 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	<p>・喫煙者は歯周病で歯を失う人が多い。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・むし歯・歯喪失、義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになる。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙、受動喫煙と因果関係が多々ある。これらを強調し、施策・啓発が必要であり、8020運動のためにも不可欠と考える。</p> <p>・具体的施策の重点施策の一つに歯科口腔保健の観点からも、数年の中期計画として、全面禁煙の「受動喫煙防止条例」の早期の制定をお願いしたい。</p>	<p>喫煙や受動喫煙が歯周病をはじめ歯・口腔の健康に影響を及ぼすことから、禁煙の視点を含めて歯科口腔保健を推進していきます。改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、受動喫煙に関する市民ニーズを踏まえ、さらなる対策の強化を検討していきます。</p>	無
12	P33 「第3章、(4) たばこ・アルコール」	<p>アルコール摂取量40gは日本酒で何合になるかを、分かりやすく聞かせてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、P52「コラム」に主な酒類の換算の目安を記載します。</p>	有
13	P50 「第5章、3 休養・こころ」	<p>「こころの健康センター」はどこにあるのか聞かせてほしい。</p>	<p>「こころの健康センター」の所在地は新潟市中央区川岸町1丁目57-1です。広報誌等において所在地を記載することで周知していきます。</p>	無